

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-197823

(P2005-197823A)

(43) 公開日 平成17年7月21日(2005.7.21)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

H04L 12/66

G06F 13/00

F I

H04L 12/66

B

G06F 13/00

3 5 1 Z

テーマコード (参考)

5B089

5K030

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2003-435587 (P2003-435587)

(22) 出願日 平成15年12月26日(2003.12.26)

(71) 出願人 000005223

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

(74) 代理人 100074099

弁理士 大菅 義之

(74) 代理人 100067987

弁理士 久木元 彰

(72) 発明者 山崎 毅

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

Fターム(参考) 5B089 GA31 JB10 KA17 KB06 KB13

KC54 KC59

5K030 GA15 HA08 HC01 HD03 HD09

JA10 KA05 LC18 MA13 MC09

(54) 【発明の名称】 ファイアウォールとルータ間での不正アクセス制御装置

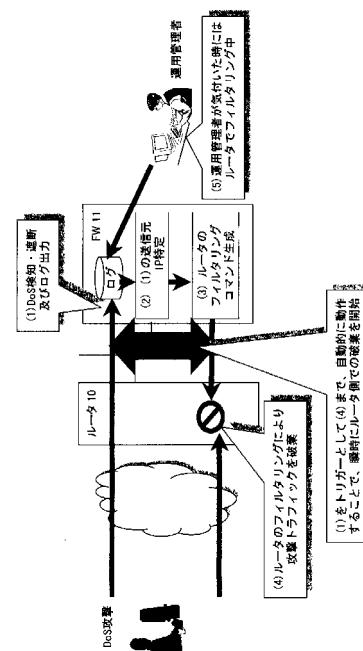
(57) 【要約】

【課題】 ファイアウォールとルータの連携により、高速、且つ、正常なアクセスを常に正常に処理できる不正アクセス制御装置を提供する。

【解決手段】 DOS攻撃を検出したファイアウォール(FW)11は、DOS攻撃を遮断し、攻撃があったことを示すログを出力する。そして、DOS攻撃の送信元のIPアドレスを特定する。そして、ルータ10に、攻撃遮断のためのフィルタリングコマンドを生成して、ルータに送る。ルータ10は、FW11から送られてきたコマンドにより、指定されたIPアドレスから送信されてくるパケットをフィルタリングにより破棄する。

【選択図】 図1

本発明の実施形態に従ったファイアウォールでDOS攻撃検出時の動作を説明する図



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御装置において、

アクセス元のアドレスを指定して、ハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータと、

設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータ手段に送信し、フィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールと、

10

を備えることを特徴とする不正アクセス制御装置。

**【請求項 2】**

前記ルータに設定したフィルタリングのポリシーに基づき、該ルータ手段でのパケットの破棄状況について、前記ファイアウォールから定期的に情報収集することを特徴とする請求項 1 に記載の不正アクセス制御装置。

**【請求項 3】**

前記ルータから収集した破棄情報を基に、破棄パケット数が所定の閾値を下回るか否かを判断し、下回った場合には、該ルータに対してパケット破棄を中止させることを特徴とする請求項 2 に記載の不正アクセス制御装置。

20

**【請求項 4】**

外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御方法において、

アクセス元のアドレスを指定して、ルータのハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータステップと、

設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータに送信し、該ルータにフィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールステップと、

30

を備えることを特徴とする不正アクセス制御方法。

**【請求項 5】**

外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御方法において、

アクセス元のアドレスを指定して、ルータのハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータステップと、

設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータに送信し、該ルータにフィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールステップと、

40

を備えることを特徴とする不正アクセス制御方法をコンピュータに実現させるプログラム。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、ファイアウォール及びルータでの不正アクセス制御装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

近年の通信技術の発達により、インターネットなどのネットワークに多くの情報処理端

50

末が接続されている。しかし、ネットワークに接続されている情報処理端末のユーザは良心的とは限らず、ハッカーと呼ばれる人たちがいる。ハッカーは、他人の情報処理端末に不正にアクセスし、秘匿性の高い情報を勝手に取得したり、侵入した情報処理端末をハッカーが勝手に操作するなどを行い、侵入された側の安全を脅かす。

【0003】

このような、不正なアクセスに対処するため、今日、情報処理端末が接続されているネットワークの情報処理端末への入り口にファイアウォールとルータを設けることによって対処することが多く行われている。ファイアウォールは不正アクセスを検出して、不正アクセスを遮断し、ルータの場合は、ユーザがアクセス拒否のアドレスを設定して、当該アドレスからの不正アクセスを拒否するなどが行われる。

10

【0004】

しかし、従来は、ファイアウォールは、レイヤ2～レイヤ7までの各レイヤでのアクセス制御ポリシーに基づき、アクセス制御を行うため、高度な制御を実現可能であるが、ネットワークを流れるパケットのデータの内部まで識別するために、高速な制御が困難であった。

【0005】

ルータは、ハードレベルでのアクセス制御機能を実装し、高速な制御が可能であるが、レイヤ4～レイヤ7のレイヤでのアクセス制御が困難であった。

このため運用管理者が、ファイアウォールでのアクセス制御ログ情報を参照し、不正なアクセスを検知した場合に、ルータに該当トラフィックを拒否するフィルタリングポリシーを手動で設定する運用としていた。

20

【0006】

特許文献1には、外部ネットワークから企業内情報ネットワークへの不正アクセスを検出し、不正パケットの送信元端値を可能とするネットワーク監視システムが開示されている。

【0007】

特許文献2では、ルータ、スイッチ、ファイアウォール等の各機器の保有するフィルタリングポリシーレベルでフィルタリングを行っている。しかし、他の機器の異なるレイヤでのフィルタリングポリシーへの変換適用までは実施しておらず、フィルタリングポリシーの設定はセキュリティ運用管理者が入力する方式をとっている。

30

【0008】

特許文献3では、複数のファイアウォール装置のフィルタリングヒット状況を外部の管理装置に自動転送し、各ファイアウォールからの情報を基に最適なフィルタリング情報を自動的に再更新し、各ファイアウォール装置に自動転送・反映する方式が開示されている。

【特許文献1】特開2000-261483号公報

【特許文献2】特表2002-507295号公報

【特許文献3】特開2003-233623号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

40

【0009】

従来技術の場合、ファイアウォールとルータは別のノードであり、ファイアウォールでの異常検出をルータのフィルタリングポリシー設定に自動的に反映することができず、運用管理者による監視及び手動操作が必要であった。また、一時的にファイアウォールが過負荷状態となる問題があった。

【0010】

また、ファイアウォールでの異常検出を、ルータでのフィルタリングポリシー設定による不当pkt(pktはパケットの省略)の高速な破棄に連動することができない。

ルータでのフィルタリング動作によるパケット破棄状況と、ファイアウォールでのフィルタリング動作によるパケット破棄状況の双方を確認しないと不正アクセスの継続状況を

50

確認できないという問題もある。

【0011】

更に、ファイアウォールで検出した異常状態に対し、ルータにフィルタリングポリシーを追加した場合、その解除可否の確認、および解除指示を運用管理者が、ルータにアクセスして行う必要がある。

【0012】

ファイアウォールがDOS/DDOS攻撃を検知している状態において、ルータでのフィルタリングポリシー設定を行う際、ルータとファイアウォール間の通信路を使用すると、トラフィックが多くなってしまいうため、操作ができない場合が発生し得る。

【0013】

複数のルータを経由してファイアウォールと接続されている場合において、DOS/DDOS攻撃の送信元トラフィックの入り口となっているルータを特定し、ルータのフィルタリングポリシーを適用するまでに時間がかかり、その間の業務が停止してしまう。

【0014】

特許文献1では、ファイアウォールとルータの連携により不正アクセスを検知しているが、その不正アクセスを偽装サーバに到達させているため、大量の不正パケットが送られてくる場合、ファイアウォールとルータ間のネットワークがいっぱいになり、正しいパケットを受け付けられなくなる可能性が高い。特に、特許文献1の技術では、DOS/DDOS攻撃時に、ファイアウォールや偽装サーバ、探知装置が動作不能となったり、トラフィック監視装置からファイアウォール、ルータへのフィルタリングルールの適用が、DOS/DDOS攻撃での負荷によりファイアウォールからルータへ指示できない可能性が高い。

【0015】

本発明の課題は、ファイアウォールとルータの連携により、高速、且つ、正常なアクセスを常に正常に処理できる不正アクセス制御装置を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0016】

本発明の不正アクセス制御装置は、外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御装置において、アクセス元のアドレスを指定して、ハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータと、設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータ手段に送信し、フィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールとを備えることを特徴とする。

【0017】

本発明によれば、ファイアウォールが不正アクセスを検出すると、ファイアウォールは、ルータが不正アクセス元のアドレスからのパケットを破棄するように自動的に設定する。ファイアウォールが自動的にルータの設定を行うことにより、ルータでのハードウェアによる高速なパケット破棄が実現できる。また、ルータとファイアウォールとの間の回線には不正アクセスのパケットが入り込まなくなるので、正規のアクセスを正常に受け付け続けることができる。

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、ファイアウォールとルータを連携させた不正アクセス制御を行うので、高速且つ高度な不正アクセス拒否制御を行うことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

本発明の実施形態では、以下の構成を採用する。

10

20

30

40

50

(1) ファイアウォールでの異常検出時、その送信元IPアドレスを特定し、LAN上に存在するルータに対し、そのルータの使用するフィルタリングコマンドでルータにフィルタリングポリシーを自動設定する機能を、ファイアウォールに実装する。

(2) ファイアウォールでのパケット破棄状況に関する統計情報として、LAN上に存在するルータでのフィルタリング動作によるパケット破棄状況をコマンドにより入手し、上記統計情報に結合して、運用管理者に通知することで、ファイアウォールだけを監視することで、不当アクセス状況を確認する手段を設ける。

(3) (1)でルータに設定したフィルタリングポリシーに対し、(2)の動作により、異常状態の継続有無を定期的に確認し、事前に設定した異常状態脱出の閾値を下回った場合に、自動的に(1)で設定したフィルタリングポリシーを解除するコマンドを投入し、通常状態に復帰する機構を設ける。

10

(4) ルータとファイアウォール間で帯域を確保した専用の通信路(VLAN等)を確保し、(1)、(2)、(3)の動作を保証する。

(5) 複数のルータを経由してファイアウォールと接続されている場合において、ファイアウォールに上記ルータを全て事前登録しておき、DOS/DDOS(Denial Of Service/Distributed Denial Of Service)攻撃検出時に、登録された全てのルータに対して、(1)、(2)、(3)の動作を行う。

#### 【0020】

DOS/DDOS攻撃により送られてくる不正パケットを破棄することにより、ルータとファイアウォールとの間の回線の容量が大きく消費されてしまうことを防ぎ、正当なアクセスを常に正常に受け付けることを可能としている。

20

#### 【0021】

以下、図面を用いて説明する。

図1は、本発明の実施形態に従ったファイアウォールでDOS攻撃検出時の動作を説明する図である。

#### 【0022】

ファイアウォール11(以下、FW)が、事前設定されたフィルタリングポリシーをもとにDOS/DDOS攻撃を検出した場合(1)、ログ出力を行うと同時に、その不正アクセスパケットの送信元IPアドレスを特定する(2)。

#### 【0023】

このFW11には、事前にルータ10の外部接続ネットワークのインターフェース名、及びルータ10のフィルタリングコマンド形式を登録しておき、(2)で特定した送信元IPアドレスをキーとしたルータのフィルタリングコマンドを生成し、ルータにコマンド操作のためのリモート接続を行った後、当該コマンドをルータに設定する(3)。ルータ10では、(3)で設定されたフィルタリングポリシーを元に、以降のDOS/DDOS攻撃パケットを遮断・破棄する(4)。以降、(1)~(4)までの動作を自動的に実施する。運用管理者がFW11のログを見て、不正アクセスを発見したときには、既に、FW11とルータ10が連携して、不正アクセスをフィルタリングしている状態になっている。

30

#### 【0024】

なお、今後、本発明の実施形態の説明において、ルータは、以下の構成をもっているものとする。

40

1) ルータは、送信元IPアドレス指定によるパケット破棄をハードレベルで実現可能な環境を持ち、このパケット破棄指示を各ルータ固有のコマンド仕様で指定可能とする。また、各ルータは、外部ネットワークに対する接続インターフェースと、サーバ宛のパケットの中継点であるFW側への接続インターフェース、及びルータ装置の運用管理(フィルタリングポリシー設定、状態確認)を行うための専用インターフェースを保持する。また、ルータは、複数台で構成可能で、かつ、異なるルータ機種でも組み合わせて構成可能である。

2) ルータ及びFWの運用管理インターフェースは、ルータとFW間の、正当なユーザと

50

サーバ間通信のために使用するインターフェースとは独立したインターフェースで、かつ、サーバ間通信用インターフェースのトラフィックとは帯域を共有しない、例えば、異なる物理回線を使うとか、同一ケーブル上でVLANを分け、かつ、帯域を運用管理専用に確保しているなどの方式を採用している。

#### 【0025】

図2は、本発明の実施形態に従ったファイアウォールでのDOS攻撃検出後の動作を説明する図である。

(1)で、FW11からルータ10に設定したフィルタリングポリシーに基づき、ルータ10でDOS/DDOS攻撃パケットを遮断した後は、FW11から定期的にルータ10側のフィルタリング状態表示コマンドを投入することで、破棄パケット数の増加有無を確認し(3)、その状態表示コマンドで得た情報を、FW11のファイルリングポリシー(DOS/DDOS攻撃防御ポリシー)のルールに対応付けて蓄積しているため運用管理者が攻撃の継続を確認するために仮想ノードに対する確認コマンドを投入すると、破棄状態に関する統計情報として受け取る(4)ことができる。このため運用管理者は、FW11がフィルタリング制御をルータにオフロード(パケットの破棄処理をFW11からルータ10に移すこと)しているか否かを意識することなく、状態確認をFW11に対する操作だけで実施することが可能となる。

10

#### 【0026】

図3は、本発明の実施形態に従ったDOS攻撃停止時の動作を説明する図である。

(1)によりFW11からルータ10にフィルタリングポリシーを設定し、(2)で、ルータにて攻撃トラフィックに該当するパケットを破棄している状況において攻撃が止まった場合(3)、FW11に事前設定した攻撃状態の解除認識条件(攻撃パケットの時間あたりの数が閾値以下となって、指定した時間経過など)に適合した場合に、自動的に(1)で設定したポリシーを解除するコマンドをファイアウォール(FW11)が投入することで、不要なアクセス制御ルールの残存による、定常状態での余分な負荷の継続を自動的に防止する。

20

#### 【0027】

図4は、本発明の実施形態の動作環境に関する説明図である。

なお、同図において、ハッカー1~5、外部ネットワーク、ルータ1~3、FW現用装置、FW待機装置、運用管理端末などに付されている数字や記号は、IPアドレス等の装置を特定する識別子の例である。後の図において、これらのIPアドレス等を用いて説明を行う。

30

#### 【0028】

正当な利用者からのアクセスと、不当なアクセス(悪意あるアクセス)を行うハッカーが混在し得るインターネット等の外部接続ネットワーク15と各ユーザからのアクセス先であるサーバまでの間に、本発明の実施形態で説明するルータ10-1~10-3及びFW11-1、11-2が存在する。ルータ10-1~10-3は、送信元IPアドレス指定によるパケット破棄をハード(チップ)のコマンド仕様で指定可能である。また、各ルータ10-1~10-3は、外部ネットワーク15に対する接続インターフェース、及びルータ装置の運用管理(フィルタリングポリシー設定、状態確認)を行うための専用インターフェースを保持する。また、ルータ10-1~10-3は、複数台で構成可能、かつ、異なるルータ機種でも実現可能である。FW11-1、11-2は、1台または2台(FWの信頼性を高める場合)で構成可能であり、ルータ10-1~10-3と直接接続されたインターフェース、サーバへの接続インターフェース、及びFWの運用管理(DOS/DDOS攻撃防御ポリシー、ルータ連携環境設定、DOS/DDOS攻撃防御状況確認)を行うための専用インターフェースを保有する。ルータ10-1~10-3及びFW11-1、11-2の運用管理インターフェースは、ルータ10-1~10-3とFW11-1、11-2間の、正当なユーザとサーバ間通信(以降、業務通信と略す)のために使用するインターフェースとは独立したインターフェースで、かつ、業務インターフェースのトラフィックとは帯域を共有しない方式(異なる物理結線または、同一ケーブル上でV

40

50

L A Nを分け、かつ帯域を運用管理専用に確保 ) を保有する。

【 0 0 2 9 】

F W 1 1 - 1、1 1 - 2 は、2 台でホットスタンバイ動作により使用することが可能であり、この場合、業務通信用インターフェースに関し、ルータ側およびサーバ側で、各々各ネットワークに共通な2台のファイアウォール(以降F Wと略す)に対し1つの共用I Pを付与し、本I Pを仮想I Pとして現用F W装置1 1 - 1が通信に使用する機能を保持する。また、運用管理用インターフェースにおいても共用I Pを付与し、運用管理者は、本I Pを運用操作対象F Wとして運用操作することで、運用管理者に2台のF Wの意識及びF Wの動作状態(現用・待機)の意識を不用とする機能を保有する。

【 0 0 3 0 】

図5は、ファイアウォールに環境定義情報として運用管理者が設定する情報をテーブルとして表した図である。図5におけるテーブルの内容は、例として図4の情報を基に設定したものである。

【 0 0 3 1 】

連携対象ルータとは、外部ネットワークに接続されたルータであり、図4のルータ1~ルータ3を示す。また、これらの各ルータ単位に図5に示す各情報を設定する。制御用I Pアドレスとは、F Wからルータに対するコマンド制御を行うためのルータ側I Pであり、図4の運用管理用インターフェース上のルータ側I Pを示す。制御用アカウント・パスワードは、F Wから各ルータに対する運用管理操作を行うための接続を行う際、ルータ側の認証情報として、登録されているものを設定する。接続手順・接続ポート番号は、上記接続を行う際に使用するポート番号、及び、接続する場合telnetまたはs s hのいずれの手順を使用するかを示し、接続手順は、ルータ側でサポートされているtelnet / sshのいずれかを設定する。

【 0 0 3 2 】

ルータ種別とは、後に図6で示すようにルータのメーカー、機種によりフィルタリング等の機能で提供するルータのコマンド仕様が相違する場合に、適切なコマンド仕様を選択するためのルータ種別識別情報であり、F W内に実装されている図6のテーブルに登録されたルータが本実施形態での対象ルータとなる。

【 0 0 3 3 】

D O S防御インターフェースは、ルータにフィルタリングルールを適用する際、インターフェースの指定が可能であることを示すものであり、指定可能な場合には、更に、外部ネットワーク接続インターフェース名を指定する。また、この指定はルータによっては、任意の指定が可能であることが考えられるが、この場合、ルータ側の処理能力により、特に問題が無ければ、外部ネットワークだけでなく、全インターフェースを対象とすることもできるものと想定する。

【 0 0 3 4 】

フィルタリングルール番号は、ルータに対するフィルタリングルールをコマンドにより設定する際に、複数のルールを識別するための番号を、F W側で保持するものである。また、ルータへのフィルタリングルールは、本実施形態によるF Wからの自動設定以外にも、運用管理者が事前設定するケースもあるため、本テーブルで設定した番号の範囲を、F Wからの自動設定で使用すると共に、その他の番号の範囲をユーザの手動設定で使用することし、これにより、F Wでの自動設定と、運用管理者の手動設定で、ルール番号の重複が発生することを回避する。

【 0 0 3 5 】

図6は、本発明の実施形態に従った、F W装置のファームウェア、あるいは、ソフトウェアとして装置自身に登録されている情報の例を示す図である。

図6のテーブルは、運用管理者は操作しない内部テーブルである。

【 0 0 3 6 】

図6のテーブルは、F W装置が本実施形態で連携可能なルータ装置(機種)に対し、その識別情報をルータ種別という形で与える。F Wは、本実施形態での連携ルータ機種を拡

10

20

30

40

50

張する場合には、本テーブルにルータ種別を新規に追加し、他のテーブル内容に、追加したルータ仕様に基づいた情報を付加する。これにより、新たなルータに対しても本実施形態を適用することができるようになる。

#### 【0037】

フィルタリングルールコマンド、ルール適用コマンド、状態参照コマンド、フィルタリングルール解除コマンド、ルール適用解除コマンド、インターフェース指定コマンドには、ルータ種別毎に、そのルータの仕様に沿ったコマンドsyntaxを設定する。

#### 【0038】

図7は、運用管理者が、FW装置に対して、FW装置が提供するDOS/DDOS防御機能の使用の有無をポリシーとして設定したFW内部のテーブルの例を示す図である。

検出DOS攻撃種別は、FW装置が提供するDOS防御機能の一覧であり、図7に不正IPパケット受信、不正TCPパケット受信、Ping of Death攻撃、Nimudaワーム、ILOVEYOU攻撃と列挙されているように、各種別単位で、詳細なDOS攻撃としての検出対象/内容が、検出DOS攻撃内容詳細として設定されている。ユーザは、不正IPバージョンなどの一意に識別可能な情報を指定する場合において、GUI(Graphic User Interface)、CLI(Command Line Interface)でユニークな識別子を選択するだけで指定可能な場合や、図7のNimudaワームの詳細検出内容のように複数の識別情報を同様にGUI、CLIで識別子選択・指定する場合、及び、ユーザ自身がこれらの詳細情報を、識別パターンとして個別に設定する場合のいずれでも指定可能である。

#### 【0039】

異常検出閾値は、FW装置としてデフォルト値を保有し、運用管理者が特に指定しない場合は、この値を使用し、運用管理者が特別に、各ルールに対し指定した場合には、指定値が採用され、本テーブルに反映される。設定内容としては、秒あたりの該当pkt受信数を指定し、その数を上回った場合に検知する方法と、1pktでも受信した場合には即座に異常とみなす即時検出(実質的に1pkt/sと同等)の2つの方法がある。

#### 【0040】

遮断可否の情報は、攻撃パターンを異常検出閾値以上のpkt数受信時に、異常と認識し遮断する(pkt破棄する)か否かを示す。この情報を遮断と指定した場合には、異常検出、閾値異常のpkt受信時に、異常発生メッセージ出力と同時に、ルータに対する動的なフィルタリング指示を行う。

#### 【0041】

遮断解除時間とは、異常検出後、遮断状態を解除するまでの時間である。

なお、異常検出時時点から遮断解除時間経過時に、その間のルータでのpkt廃棄状況を確認し、その破棄数が異常検出閾値以上であった場合には、遮断時間解除時間経過後であってもルータに対するフィルタリングの解除指示は行わず、この時点から再度、遮断時間解除時間が経過するまで、ルータでのフィルタリング状態を継続する。

#### 【0042】

図8は、DOS/DDOS攻撃をFWで検出している状態、及び、ルータに対する指示状態を管理するためにFW内部に保持するテーブルの例を示す図である。

図7で示すFWのポリシーテーブルを基に、DOS/DDOS攻撃を検出した場合に、その検出時間、及び検出時の該当pktの送信元IPアドレスと、そのIPアドレスでルータにフィルタリング指示を行った場合の各ルータに対して発行したフィルタリング適用指示コマンドのルール番号をルータ毎に保持している。

#### 【0043】

本テーブル情報を基に、FWは、DOS/DDOS攻撃検出時に、ルータに対して発行したフィルタリング指示コマンドに対応付けて、攻撃解除時にフィルタリング適用解除指示コマンドを発行するための情報、及び、攻撃の継続状態の確認を行うための情報として使用する。

#### 【0044】

本情報は、FWの現用装置で状態更新が行われるが、更新時には、その差分情報をFW

10

20

30

40

50

待機装置に転送し、常にFW現用・待機装置間で状態の同期（一致性保証）が行われる。

図9は、FWでのDOS/DDOS攻撃検出からルータへのフィルタリング指示までのFW側での動作の流れを示すフローチャートである。

【0045】

各ルータは、FWから指示されたフィルタリング指示コマンドを、コマンド操作として動的に受け付け、その状態参照コマンドに対して、フィルタリング指示コマンドによるpkt破棄状態通知、および、フィルタリング適用解除指示コマンドの受け付けを行う。ルータでは、状態が、通常状態 フィルタリング適用中（状態確認コマンド受け付け） 通常状態（フィルタリング適用解除指示コマンド受け付け）の遷移を行う。

【0046】

以下に、図9の流れについて説明する。

ステップS10において、FWはパケット(pkt)を受信すると、検出対象のDOS攻撃に一致したか否かの判定を行う。一致しなかった場合には、ステップS11において、全DOS攻撃対象のチェックが完了したか否かについて判断する。ステップS11の判断がNOの場合には、ステップS10に戻る。ステップS11の判断がYESの場合には、処理を終了する。

【0047】

すなわち、図7のテーブルを使用し、一致するものがあるか否かを図7の全行（以降エントリと呼ぶ）に対して行い、存在しなかった場合は、DOS/DDOS攻撃検出処理を終了し、通常のpkt受信処理を行う。

【0048】

ステップS10で、一致するものがあつた場合には、そのpkt受信数を+1し、図7のテーブルに保持する。この際、PKT受信数が図7の異常検出閾値以上となった場合には、図5を参照し、図5の連携対象ルータへのフィルタリング適用指示動作を開始する。

【0049】

異常検出を行った場合には、この異常PKTを以降ルータ側で破棄する必要があるか否かを図5のテーブルを用いて判断する。図5にエントリが1つでも存在した場合には、各エントリに指定されたルータに対するフィルタリング適用指示を開始する（ステップS12）。

【0050】

ステップS12の処理において、各ルータにフィルタリング適用指示をコマンドとして指示するための準備処理として、図5のテーブルを用いて、各ルータへのtelnetまたはsshによる接続を行う。このときの、ルータに対する接続手順、ポート番号、制御用IPアドレス、アカウント・パスワード情報は、全て図5の情報を使用する（ステップS13及びS14）。

【0051】

上記処理で、図5の現在処理中のエントリに対応するルータとの接続が完了した場合には、そのルータの種別を図5より抽出し、その種別情報をキーとして図6のエントリを検索し、該当ルータ種別エントリのフィルタリングルールコマンドsyntaxを図5より求める（ステップS15）。

【0052】

図5のルータフィルタリング番号より、図8で現在当該ルータに使用しているルール番号以外の番号を抽出し、ステップS15で求めたコマンドsyntaxに本番号と、ステップS10で異常検出した受信PKTの送信元IPアドレスをフィルタリング対象として適用し、そのルータが解釈可能なフィルタリングルールコマンドとして発行を行い、当該ルータへのルール設定を完了する（ステップS16）。

【0053】

更に、このフィルタリングルールコマンドを、当該ルールで破棄動作の適用として登録するために、フィルタリング適用コマンドを発行する必要があるが、この際ルータによっては、図5のDOS防御対象インターフェースの説明で記述したように、特定のインター

10

20

30

40

50

フェースに適用する必要がある場合と、ルータの全インターフェースに適用可能な場合があるため、その設定がどうなっているかを図5の当該情報を参照し判断する(ステップS17)。ステップS17の判断がNOの場合には、ステップS20に進み、ステップS17の判断がYESの場合には、ステップS18に進む。

**【0054】**

図5のDOS防御対象インターフェースでインターフェース指定となっていた場合には、本フィールドからインターフェース名を抽出し、かつ、図6のインターフェースコマンド指定形式を当該ルータのルータ種別の一致するエントリから抽出し、当該ルータに対し、インターフェース指定コマンドを発行する(ステップS18及びS19)。

**【0055】**

当該ルータに対し、そのルータのフィルタリング適用コマンドsyntaxを図6のルータ種別の一致するエントリから抽出し、ステップS16で設定したフィルタリングルールコマンドのルール番号と合わせて、ルータに適用指示を行う(ステップS20及びS21)。

**【0056】**

ステップS21の処理を完了した場合、更に図5のエントリで未実施のルータがあれば、ステップS12の処理から処理を繰り返し実施し、図5の全エントリに対する処理が完了した場合に、本処理を完了する。

**【0057】**

図10及び図11は、図9において、FWでのDOS/DDOS攻撃検出からルータへのフィルタリング指示を行った後に、その継続状態の確認及び攻撃がおさまった場合の解除までの流れを示すフローチャートである。

**【0058】**

FWは予め決められた監視時間間隔(運用管理者による設定変更可能)で、DOS/DDOS攻撃の継続の有無を確認する(ステップS25)ステップS25において、監視時間間隔が経過していない場合には、処理を終了する。ステップS25において、監視時間間隔が経過したと判断された場合には、ステップS26に進む。

**【0059】**

FW装置内の図8のテーブルにおいて、検出時刻の設定されたエントリが存在するか否かを判断する(ステップS26)。ステップS26の判断がNOの場合には処理を終了する。ステップS26の判断がYESの場合には、ステップS27に進む。

**【0060】**

FW装置内の図8のテーブルにおいて、検出時刻の設定されたエントリが存在する場合、その検出ルールとして該当する図7のエントリを参照し、遮断解除時間を確認し、手動となっていないエントリであるかを確認する(ステップS27)

ステップS27で自動解除となっていた場合には、図8の該当エントリの検出時間に図7の該当エントリの遮断解除時間を加えたものが、現時刻以上となっているかを確認する(ステップS28)。ステップS27で自動解除となっていなかった場合には、ステップS26に戻って、次のエントリの処理を行う。

**【0061】**

ステップS28で指定時間経過していた場合は、図5に保持する連携対象ルータで、現在、図8で確認中のエントリに対する攻撃が継続しているかを確認するための処理を開始する(ステップS29)。ステップS28において、指定時間経過していない場合には、ステップS26に進み、次エントリの処理に進む。

**【0062】**

ステップS29における判断がNOの場合には、ステップS35に進む。

ステップS30~S31で、図5の各ルータに対しても接続を図9のステップS13~S14と同様に行い、図6の該当ルータエントリの状態参照コマンドのsyntaxを抽出し、コマンドを発行する(ステップS32及びS33)。

**【0063】**

上記で発行した状態参照コマンドの内容から、図8の当該エントリに対する図5での当

10

20

30

40

50

該ルータからの p k t 削除数を取り出し、図 8 で前回当該ルータから取り出した p k t 削除数と比較し、その増加分を図 8 の当該エントリに書き込む（ステップ S 3 4）。

【 0 0 6 4 】

上記処理を図 5 の全ルータに対し実施した後、ステップ S 3 3 で求めた図 8 の当該エントリでの各ルータの p k t 破棄数の総和が、図 7 の当該エントリの異常検出閾値未満であるかを確認し、閾値未満である場合には、破棄解除状態への遷移を行うため、以下の処理を行う。また、閾値以上であった場合には、破棄状態を継続する必要があるため、何もせず、図 8 の次のエントリに対する確認処理を継続するため、ステップ S 2 6 に戻る。

【 0 0 6 5 】

ステップ S 3 5 において、破棄状態解除が必要となった場合には、図 5 内の各ルータに対し、接続・フィルタリング適用解除コマンド投入・フィルタリングルール解除コマンドの投入を行う。

【 0 0 6 6 】

すなわち、図 1 1 のステップ S 3 6 において、連携対象ルータがあるか否かを判断する。ステップ S 3 6 の判断が N O の場合には、図 1 0 のステップ S 2 6 に戻る。ステップ S 3 6 の判断が Y E S の場合、ステップ S 3 7 において、連携対象のルータでアカウント、パスワード、接続手順、接続ポート番号を抽出し、対象ルータに接続する。ステップ S 3 8 において、連携対象のルータで D O S 防御インターフェースの指示があるか否かを判断する。ステップ S 3 8 の判断が N O の場合には、ステップ S 4 0 に進み、Y E S の場合には、ステップ S 3 9 に進む。

【 0 0 6 7 】

ステップ S 3 9 においては、対象ルータのインターフェースをコマンド指示する。ステップ S 4 0 においては、対象ルータのフィルタリング適用解除指示コマンドを生成及び投入する。ステップ S 4 1 において、ルータでのフィルタリングルール解除コマンドを生成及び投入し、ステップ S 3 6 に戻る。本発明の実施形態によれば、以下のような効果がある。

【 0 0 6 8 】

ファイアウォールでの異常検出時、自動的にルータに当該トラフィックの廃棄を指示するため、D O S 攻撃が長時間継続しても、ファイアウォールの性能が劣化することなく、通信を継続することが可能となる。

【 0 0 6 9 】

本発明の実施形態によれば、以下の効果が得られる。

運用管理者は、ファイアウォールのパケット破棄状態を確認するだけで、不当アクセスの継続可否を判断でき、複数の装置を確認した結果から判断を下す必要が無くなり、確認に要する時間の短縮及び、判断誤りを減少することが可能となる。

【 0 0 7 0 】

運用管理者が、事前に設定した不当アクセス状態解除条件（時間、閾値）を設定するだけで、ファイアウォールの判断により、ファイアウォール自身及びルータでのパケット廃棄状態から、自動的に正常状態に復帰するため、運用管理者の管理コストを削減できる。

【 0 0 7 1 】

ファイアウォールが D O S / D D O S 攻撃を検知し、通信路上でトラフィックが多発している状態においても、ルータに対するフィルタリングポリシーの設定を保証でき、運用停止となる時間を防止することが可能となる。

【 0 0 7 2 】

複数のルータを経由してファイアウォールと接続されている場合において、D O S / D D O S 攻撃をファイアウォールで検出時に全ルータにフィルタリングポリシーを適用することにより、運用停止となる時間を防止することが可能になる。

（付記 1）外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御装置において、

10

20

30

40

50

アクセス元のアドレスを指定して、ハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータと、

設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータ手段に送信し、フィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールと、

を備えることを特徴とする不正アクセス制御装置。

【0073】

(付記2) 前記ルータに設定したフィルタリングのポリシーに基づき、該ルータ手段でのパケットの破棄状況について、前記ファイアウォールから定期的に情報収集することを特徴とする付記1に記載の不正アクセス制御装置。

【0074】

(付記3) 前記ルータから収集した破棄情報を基に、破棄パケット数が所定の閾値を下回るか否かを判断し、下回った場合には、該ルータに対してパケット破棄を中止させることを特徴とする付記2に記載の不正アクセス制御装置。

【0075】

(付記4) 前記ルータとファイアウォール間で該ファイアウォールから該ルータへのパケット破棄の自動設定をするための専用通信を設けることを特徴とする付記1に記載の不正アクセス制御装置。

【0076】

(付記5) 1つの前記ファイアウォールが、複数の前記ルータのパケット破棄設定を行うことを特徴とする付記1または4に記載の不正アクセス制御装置。

(付記6) 前記ファイアウォールは、現用装置と待機装置からなり、現用装置がダウンした場合には、待機装置が現用装置に代わって現用装置の機能を果たすことを特徴とする付記1に記載の不正アクセス制御装置。

【0077】

(付記7) 前記ファイアウォールは、パケットを受信し、前記不正なアクセスの攻撃があったか否かを判断し、該ファイアウォールと連携したルータがあるか否かを判断し、連携対象のルータにおいて、防御すべきインターフェースが指定されているかを判断し、該ルータにパケットの破棄処理を設定することを特徴とする付記1に記載の不正アクセス制御装置。

【0078】

(付記8) 前記ファイアウォールは、前記ルータへのフィルタリング指示後に、攻撃の継続状態及び攻撃が収まったか否かを監視することを特徴とする付記1に記載の不正アクセス制御装置。

【0079】

(付記9) 外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御方法において、

アクセス元のアドレスを指定して、ルータのハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータステップと、

設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータに送信し、該ルータにフィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールステップと、

を備えることを特徴とする不正アクセス制御方法。

【0080】

(付記10) 外部のネットワークに接続されたルータとルータに接続されたファイアウォールとが連携して不正アクセスを制御する不正アクセス制御方法において、

10

20

30

40

50

アクセス元のアドレスを指定して、ルータのハードウェアのレベルで、当該アドレスから送られてくるパケットを破棄するルータステップと、

設定されたアクセス制御ポリシーに基づいて、不正アクセスを検出し、検出した不正アクセスの発信元のアドレスを特定し、不正アクセスの発信元のアドレスを遮断するための該ルータへのコマンドを該ルータに送信し、該ルータにフィルタリングのポリシー設定をすることによって、該ルータが不正アクセスのアドレスからのパケットを破棄するよう自動的に設定するファイアウォールステップと、

を備えることを特徴とする不正アクセス制御方法をコンピュータに実現させるプログラム。

【図面の簡単な説明】

10

【0081】

【図1】本発明の実施形態に従ったファイアウォールでDOS攻撃検出時の動作を説明する図である。

【図2】本発明の実施形態に従ったファイアウォールでのDOS攻撃検出後の動作を説明する図である。

【図3】本発明の実施形態に従ったDOS攻撃停止時の動作を説明する図である。

【図4】本発明の実施形態の動作環境に関する説明図である。

【図5】ファイアウォールに環境定義情報として運用管理者が設定する情報をテーブルとして表した図である。

【図6】本発明の実施形態に従った、FW装置のファームウェア、あるいは、ソフトウェアとして装置自身に登録されている情報の例を示す図である。 20

【図7】運用管理者が、FW装置に対して、FW装置が提供するDOS/DDOS防御機能の使用の有無をポリシーとして設定したFW内部のテーブルの例を示す図である。

【図8】DOS/DDOS攻撃をFWで検出している状態、及び、ルータに対する指示状態を管理するためにFW内部に保持するテーブルの例を示す図である。

【図9】FWでのDOS/DDOS攻撃検出からルータへのフィルタリング指示までのFW側での動作の流れを示すフローチャートである。

【図10】図9において、FWでのDOS/DDOS攻撃検出からルータへのフィルタリング指示を行った後に、その継続状態の確認及び攻撃がおさまった場合の解除までの流れを示すフローチャート(その1)である。 30

【図11】図9において、FWでのDOS/DDOS攻撃検出からルータへのフィルタリング指示を行った後に、その継続状態の確認及び攻撃がおさまった場合の解除までの流れを示すフローチャート(その2)である。

【符号の説明】

【0082】

10           ルータ  
 10 - 1       ルータ1  
 10 - 2       ルータ2  
 10 - 3       ルータ3  
 11           ファイアウォール(FW)  
 11 - 1       ファイアウォール現用  
 11 - 2       ファイアウォール待機  
 15           外部ネットワーク

40



【 図 5 】

ファイアウォールに環境定義情報として運用管理者が設定する情報をテーブルとして表した図

連携対象ルータ	制御用IPアドレス	制御用アカウント	制御用パスワード	ルータ種別	DOS防御対象インタフェース	フィルタリングルール番号	接続手順	接続ポート番号
ルータ1	IP31	admin1	adminpwd1	routerA	if1	1000-1099	telnet	23
ルータ2	IP32	admin2	adminpwd2	routerB	if2	1200-1399	ssh	22
ルータ3	IP33	admin3	adminpwd3	routerC	特定せず	1000-1909	ssh	10022

【 図 6 】

本発明の実施形態に従った、FW装置のファームウェア、あるいは、ソフトウェアとして装置自身に登録されている情報の例を示す図

ルータ種別	フィルタリングルールコマンド	ルータ適用コマンド	状態参照コマンド	フィルタリングルール削除コマンド	ルータ適用削除コマンド	インタフェース指定コマンド
routerA	access-list <NUM> deny <IP> src <ADDR>	filter-list <NUM> in	Show access-list <NUM> statistics	no access-list <NUM>	no filter-list <NUM>	interface
routerB	Access deny <NUM> ovrnip <IP> !dst <ADDR>	filter <NUM> <IF> in	show Access	no access <NUM>	no filter <NUM>	if

【 図 7 】

運用管理者が、FW装置に対して、FW装置が提供するDOS/DDOS防御機能の使用の有無をポリシーとして設定したFW内部のテーブルの例を示す図

検出DOS攻撃種別	検出DOS攻撃内容詳細	異常検出閾値	遮断可否	遮断解除時間
不正IPパケット受信	不正IPアドレス	10PKT/S	遮断	24H
不正TCPパケット受信	不正ポート番号	—	遮断せず	—
...	...	...	...	...
Ping of Death攻撃	Ping of Death攻撃	20PKT/S	遮断	24H
Nimudaワーム	http_pathに"/cmd.exe?"/root.exe?"/readme.exe?"を含むURI存在	即時	遮断	手動
I LOVE YOU ウイルス	SMTP_subject="I LOVE YOU"	即時	遮断	48H

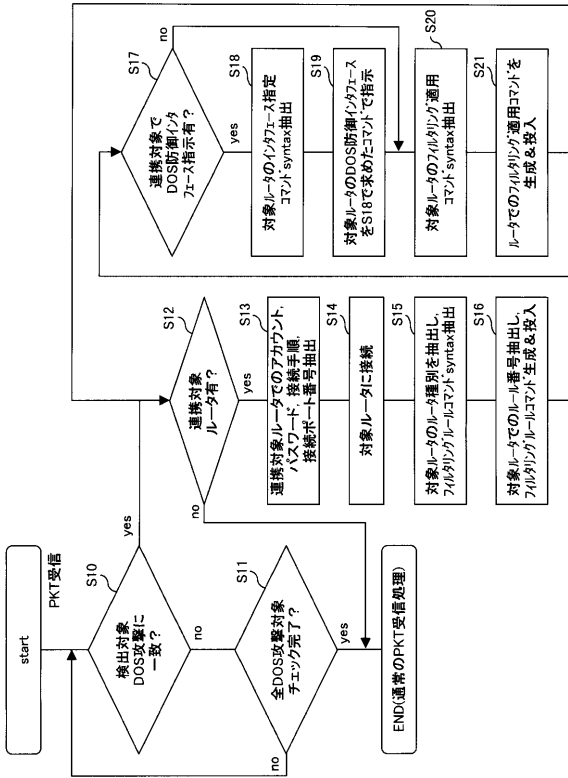
【 図 8 】

DOS/DDOS攻撃をFWで検出している状態、及び、ルータに対する指示状態を管理するためにFW内部に保持するテーブルの例を示す図

検出DOS攻撃種別	検出DOS攻撃内容詳細	検出時刻	検出対象IPアドレス	ルータ1ルータ番号	ルータ2ルータ番号	ルータ3ルータ番号
不正IPパケット受信	不正IPアドレス	2003.11.01 11:01:11	133.10.1.1	1000	1200	1000
不正TCPパケット受信	不正ポート番号	...	...	1001	1201	1001
...	...	...	...	1002	1202	1002
Ping of Death攻撃	Ping of Death攻撃	2003.11.01 12:22:01	133.10.4.33	1003	1203	1003
Nimudaワーム	http_pathに"/cmd.exe?"/root.exe?"/readme.exe?"を含むURI存在	none	none	—	—	—
I LOVE YOU ウイルス	SMTP_subject="I LOVE YOU"	2003.11.01 16:33:00	133.10.6.100	1004	1204	1004

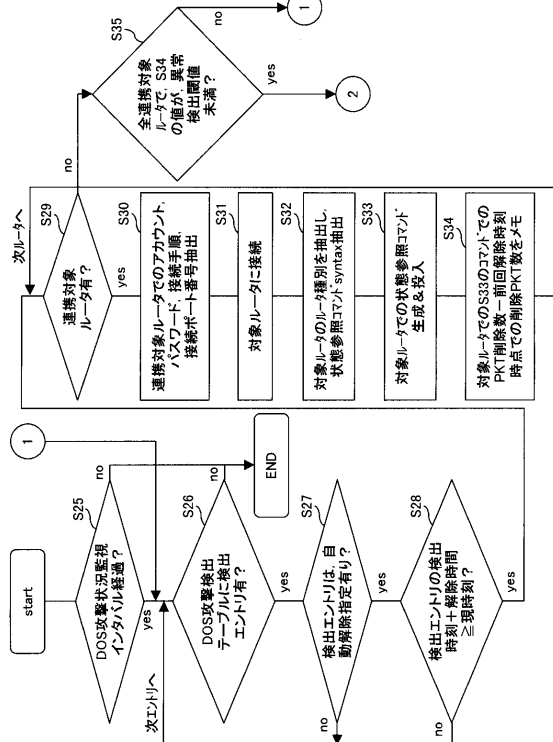
【 図 9 】

FWでのDOS/DDOS攻撃検出からルータへの  
フィルタリング指示までのFW側での  
動作の流れを示すフローチャート



【 図 10 】

図9において、FWでのDOS/DDOS攻撃検出から  
ルータへのフィルタリング指示を行った後に、その継続  
状態の確認及び攻撃がおさまった場合の解除までの  
流れを示すフローチャート(その1)



【 図 11 】

図9において、FWでのDOS/DDOS攻撃検出から  
ルータへのフィルタリング指示を行った後に、その継続  
状態の確認及び攻撃がおさまった場合の解除までの  
流れを示すフローチャート(その2)

